

(管理者)

第 8 条 会館及び会館の施設、什器、備品等の管理を円滑にするため、会長は予め次の者を会館担当者として、これにあたらせること。

2. 町会役員の内、会館担当部長

(その他)

第 9 条 この規程に定めのない事項は、会長若しくは運営委員会と協議の上、指示を受けるものとする。

2. 次の場合は、使用料を徴収しない。

イ、総会 ロ、役員会 ハ、各部会議 ニ、班会議
その他、会長及び運営委員会が認めた場合

「附 則」

1. この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

2. この規程の変更は、役員会の承認を要するものとする。

(別 表)

9 会館使用料(水道、光熱費等に充当)

室 名	使 用 料
1 号室 (1 階和室社務所)	1 回につき 1, 0 0 0 円
2 号室 (1 階和室広間)	同 上 2, 0 0 0 円
3 号室 (2 階大ホール)	同 上 3, 0 0 0 円

・ 什器備品一式 2, 0 0 0 円